

学校いじめ防止基本方針

～ わたしたちはいじめを しないさせない見逃さない ～

令和8年4月

高島市立青柳小学校

目 次

I	いじめ対策の基本的な考え方	1
1	はじめに	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義 (法第2条より)	
4	いじめの認知	
II	学校における施策	3
1	学校の基本的施策	
2	学校の取組(別添1)	
3	いじめの防止等の対策のための組織(別添2)	
4	行動計画および年間計画(別添3)	
5	重大な事態への対処(別添4)	
6	学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
(別添1)	学校の取組	4
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
(3)	教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
(4)	いじめの防止と早期発見	
(5)	いじめへの対処	
(6)	いじめの解消	
(7)	職員研修の充実	
(8)	家庭との連携	
(9)	地域との連携	
(別添2)	いじめの防止等の対策のための組織	7
(別添3)	行動計画および年間計画	8
(別添4)	重大な事態への対処	11

I いじめ対策の基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国の基本方針を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの定義（法第2条より）

1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾、スポーツクラブ、学童保育所等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等に置けば、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」へ速やかに報告するとともに、適切な方針について検討することが必要となる。

「いじめ」の中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに子ども家庭相談センターや警察に通告または通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談・通告または通報し、子ども家庭相談センターや警察と連携した対応を取ることが必要である。

Ⅱ 学校における施策

1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには警察と連携して対処するものとする。

2 学校の取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。(詳細は別添1に記載する)

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。(詳細は別添2に記載する)

4 行動計画および年間計画

学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成、推進することとする。(詳細は別添3に記載する)

また、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

5 重大な事態への対処

重大な事態(法28条)への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行うこととする。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

(別添1) 学校の取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、校内研修に係る内容を「いじめ防止基本方針」として策定します。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

常設の「いじめ対策委員会」を置き、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加え、実効的ないじめの防止等の対策に取り組みます。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応できるよう、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性の向上を図ります。

(3) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りと連帯意識を高める指導の推進

全教職員が共通理解と共通実践のもと、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りと連帯意識を高める指導を推進します。

② 子どもが達成感を持ち、主体的に学習に取り組む姿を目指した授業の創造

子どもに達成感を味わわせ、主体的に学習に取り組んでいけるよう授業の工夫改善に取り組み、わかる授業、魅力ある授業を通して「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育みます。

③ 道徳教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育みます。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」(インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む)や「豊かな人間関係を育む力」を育成します。

④ 互いに認め合える温かい人間関係の育成

縦割り活動やペア学年での様々な活動を通して、異学年との交流を通じた集団作りを図り、一人ひとりの違いを認め合える、温かい人間関係の育成に努めます。

⑤ 児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努めます。

⑥ 児童による「愛敬」の心をはぐくむ活動の展開

道徳科の授業はもとより、学級活動や児童会活動等において、児童自らがいじめの問題について考え議論する活動や、一人ひとりを大切にし集団生活における温かい人間関係が育めるよう、いじめ対策にかかる集会やいじめ根絶強化週間を設けるなどして、児童による主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行います。

(4) いじめの防止と早期発見

①些細な変化を見逃さない取り組み

子どもの些細な変化を見逃さないように授業時間以外においても、全教職員が挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努めます。

②児童へのアンケートの実施

アンケートを学期に1回以上実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握します。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、的確な把握に努めます。

③「ふれあい週間(教育相談)」の実施

「ふれあい週間(教育相談)」を定期的の実施し、児童の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題を共感的に理解するよう努めます。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわってけるよう教職員の連携を密にし、教育相談の工夫を行います。

④情報交換会等の実施

全教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報交換会を行い、組織的に指導、支援を行います。また、すべての教職員が子どもたちのことをよく知り共通理解を図るために、子どもたちのことや教師の学級作りの悩みが出し合える職員間の雰囲気作りに努めます。

(5) いじめへの対処

①全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。

②組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教職員が一人で対応しようとせず、直ちに事案に係る情報の全てを「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、委員会で速やかに方針を決定し、組織的に対応します。

③スクールソーシャルワーカーや各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組みます。

④重大事態への対処

重大事態への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行います。

(6) いじめの解消

国のいじめ防止基本方針にもあるように、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」であるかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかどうかを確認することにより判断します。

- i) いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること。
- ii) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守ります。

(7) 職員研修の充実

①指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。

②校内研修の充実

児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施します。

(8) 家庭との連携

①保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童の様子を学校便りや学年・学級通信等で情報発信を行い、PTAとの協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

②いじめへの対応

保護者との連絡をより密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力しながらいじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

③PTA活動の促進

PTA活動で、「いじめの未然防止」等生徒指導に関する研修会、保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が児童の様々な課題(インターネットを通じて行われるいじめを含む)等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

(9) 地域との連携

①学校運営協議会との連携

校長が、学校運営全般について意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況について積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認します。

②地域への働きかけ

学校の取組や児童の様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童に関する課題について、理解と協力を求めます。

(別添2) いじめの防止等の対策のための組織 (高島市立青柳小学校)

<いじめ防止対策委員会>

■構成

校長、教頭、生徒指導担当教員・教育相談担当教員、生徒指導推進委員

SSW・SC

(事案によって、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。)

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。具体的には、以下の役割を担うこととする。

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割

また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。

令和8年度ストップいじめ行動計画

高島市立 青柳小学校

わたしたちは、いじめを しない させない 見逃さない

教 員

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢を示します。
- 一人一人が自己存在感を感じられる温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学校づくりに努めます。
- 自信とやる気を引き出す授業に努めます。

未然防止と早期発見に努めます

- 日常から何でも安心して話すことのできる信頼関係と雰囲気を作ります。
- 全職員で情報交換を密に行い、情報を共有し、小さなサインを見落とさないように全員で児童の観察に当たります。
- 定期的な個人面談やアンケートを実施します。

職員研修の充実を図ります

- 人間の魅力や指導力を身につけて、子ども・保護者・地域から信頼されるよう努力します。
- 「チェックポイント」等を参考にして、いじめを見抜く感性を磨きます。
- 事例研修やロールプレイ等を活用した研修を行います。

指導体制の強化に努めます

- いじめに関する情報を入手したら、すぐに対策会議を開き、役割分担をして、全職員で対応にあたります。
- 日々全教職員共通理解のもと、小さなことでも見逃さない・許さない指導を行います。
- 関係機関・相談機関との連携を図り、子どもの指導・援助をより効果的に進められるようにします。

説明責任を果たします

- 子ども・保護者からの声に誠実に応え、解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がけます。
- 加害・被害の保護者には事実を報告し、指導と解決に向けた理解と協力を求めます。

子ども

保護者

いじめのない楽しい学校をつくります

- 自分がされていやなことは相手にしません。
- いやなことははっきり「いや。」と言います。
- いじめられている人がいたら、助けてあげたり、先生に知らせたりします。
- 何が正しいかを自分で考え判断し、正しい行動をします。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- みんなで決めたことはみんなで守ります。
- 自分たちでいじめのない楽しい学校にできるようにがんばります。
- 児童会や学級会ではみんなのことを考えて話し合いや活動をします。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 知っていることは正直に話します。
- 注意されたら素直に聞きます。

子どもを見守り、向き合います

- 子どもの様子に気を配ります。
- 子どもへの声かけを増やします。
- 授業参観などに積極的に参加します。

PTA活動を促進します

- いじめや子育ての研修をします。
- あいさつ運動に取り組みます。
- 「長所の花を咲かせよう」運動を展開します。

学校と協力し解決にあたります

- 子どもの話をしっかり聴きます。
- 学校と話しながら、解決の方法を考えます。
- 子どもに、何がしてはいけないことかをしっかり指導します。

「令和8年度ストップいじめ年間計画」

(高島市立青柳小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> 情報交換。指導要録の引継ぎ、いじめ対応マニュアルの確認、いじめ対策に係る共通理解 【生徒指導委員会・職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめを許さない宣言【始業式・学級活動】 <input type="checkbox"/> 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者からの情報収集と意見集約【個別面談】	▲いじめ対策についての協議【役員会】 △長所の花を咲かせよう運動の内容について協議【PTA研修委員会】 ◆いじめ対策についての協議 【第1回学校運営協議会】
5月	■●異学年との活動を通した集団づくり、人間関係づくり 【縦割り活動、ペア学年、学年部での活動】 ◇グラウンドの除草作業【縦割り活動】	▲保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【PTA総会・保護者会】 △長所の花を咲かせよう運動の募集 【PTA研修委員会】
6月	■●藤樹デーを通した集団づくり、人間関係づくり 【藤樹デー】 ■ふれあい(教育相談)週間 ■いじめアンケート(児童向け・保護者向け)	△家庭学習ふれあい週間
7月	<input type="checkbox"/> 保護者からの情報収集と意見集約 【個別懇談・学校評価】 <input type="checkbox"/> 1学期のいじめ対策の反省と2学期の取組の協議 【生徒指導委員会】 <input type="checkbox"/> インターネットに関わる危険についての啓発プリントの配布(保護者向け) <input type="checkbox"/> いじめ対策に関する研修【校内研修】	△夏休みに向けての長所の花を咲かせよう運動の実践(各家庭) △長所の花を咲かせよう運動の学校だよりへの掲載 ◆1学期の児童の様子と今後の取組について【第2回学校運営協議会】
8月	<input type="checkbox"/> 1学期のいじめ対策の反省と2学期の取組の協議 【職員会議】	
9月	■2学期スタートアンケート(いじめについて)の実施(児童向けのみ)	△PTA研修会
10月	■いじめ第2回アンケート(児童向け・保護者向け) ■ふれあい(教育相談)週間 <input type="checkbox"/> ○運動会を通した集団づくり、人間関係づくり 【運動会】	◆後期に向けていじめ対策についての協議【第3回学校運営協議会】 △◇運動会への参加・参観【運動会】

11月		▲命を大切にする講演会（生徒指導委員会） △家庭学習ふれあい週間
12月	□人権意識啓発のための取組【学級活動・道徳】 ●いじめ撲滅推進活動（人権週間）【児童集会】 □保護者からの情報収集と意見集約【個別懇談・学校評価】 □児童の意見の集約【学校評価】 ■ネットいじめを含む「ネットのマナー」の学級指導 【全学年・学級指導】 ●SNSに関する外部講師による指導【高学年】	◆2学期の児童の様子と次年度に向けての協議【第4回学校運営協議会】
1月		
2月	■ふれあい（教育相談）週間 ■いじめ第3回アンケート（児童向け・保護者向け） ○なわとび大会の企画・準備【児童会なわとび大会】	▲次年度のいじめ対策についての協議 【PTA役員会】 △家庭学習ふれあい週間
3月	□情報交換、指導記録の引継【保小・小中連絡会】 ■●6年生を送る会を通した集団づくり・人間関係づくり 【6年生を送る会】	◆3学期の児童の様子と次年度の取組の承認【第5回学校運営協議会】
年間を通して	■一人ひとりが自己存在感を得られる温かい人間関係づくり、安心できる心の居場所としての学校づくり ■子どもを語る会【週1回・生徒指導委員会】 □情報交換会（全教職員）【いじめ点検会議】 ○児童会による朝のあいさつ運動【学期に1回程度】 ●いじめを許さない学校づくり【学級活動・児童会】 ●なかよく協力し合う意識向上のための活動 【児童会・たてわり活動】	▲長所の花を咲かせよう運動の取組 △朝のあいさつ運動【年2回】 △授業や休み時間の過ごし方等の参観 【学習参観日】 ◇SGによる登下校時の立ち番【毎日】 ◇青柳学区青少年育成コミュニティ会議 （AC）の活動【月1回程度】
□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動		
(■、●、▲、◆は、特に重点的に取り組む内容)		

(別添4) 重大な事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って、適切に対応します。

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。<法 第28条 第1項>

学校は、重大事態が発生した場合には、高島市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、高島市長に報告します。また、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。